

第3期
上砂川町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月
上砂川町

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

上砂川町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「上砂川町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2. めざす姿

子どもとその保護者が、「上砂川町に生まれ、町で子育てをしたい」と思ってもらえるよう、子育て支援や教育環境が充実したまちづくりをめざします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期上砂川町子ども・子育て支援事業計画				

Ⅱ 本町の子育て支援に関する課題

課題1 少子化の進行

町の人口の減少に比例して、15歳未満の年少人口は令和元年から令和6年にかけて33人減少しており、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」の割合はともに全国水準及び北海道水準を下回っていることから、更なる少子化の進行がうかがえます。

さらに、世帯数の減少が進み、1世帯あたりの構成人員は、2人を下回る状況となっており、多世代の交流や子育て世帯同士での交流機会の減少が予想されます。

このため、子育ての孤立感が高まり、子育てに対する不安や負担が増すことで、子どもの育ちへの影響が懸念されます。

【推進施策】

- 妊娠・出産期から伴走型支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施
- 子ども家庭センターの設置に向けた検討

課題2 子育て環境の整備・充実

保護者調査において今後充実を図ってほしい施策について、「質の高い保育サービスの提供（認定こども園、児童館）の充実」、「親子や子どもの遊び場（公園等）の整備」、「小中学生の健やかな成長のための教育環境の整備（学習指導を含む）」などを求める傾向が高く、児童・生徒調査における上砂川町にあれば良い場所では、「思いきり身体を動かせる場所」、「友達と自由に集まれる場所」といった傾向が高くなっています。

【推進方策】

- こども誰でも通園制度の検討
- 児童公園の再編・遊具の更新・下轄分譲地に団地内公園を整備

課題3 子育てへの経済負担

経済は回復傾向にあるものの、物価高によって子どもの養育にかかる経費も高騰しつつあり、アンケート結果から小学生のいる家庭の3割近く、就学前児童のいる家庭の2割で将来的な教育を受けさせるための準備ができていないとの現状から、家計に占める子どもの養育費は必ずしも十分とはいえない状況にあります。

このため、将来子どもが希望する進路への影響が懸念されます。

【推進方策】

- こども園保育料・給食費の全額無償及び学校給食費全額無償事業
- 育児用品購入券贈呈事業
- 乳幼児から高校生までの医療費全額無償
- 奨学金貸付制度
- 高校就学費助成

Ⅲ 子ども・子育て支援制度に基づく事業計画

1. 児童人口の推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

計画期間中(令和7年度～令和11年度)の就学前と小学生の対象年齢の児童の合計は徐々に減少するものと見込まれます。

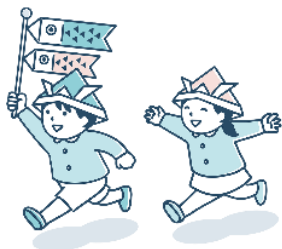
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	2	6	5	5	5	5
1歳	7	2	6	5	5	5
2歳	10	7	2	6	5	5
3歳	8	8	6	2	6	5
4歳	11	9	9	7	2	6
5歳	5	10	9	9	7	2
6歳	11	4	9	7	8	6
7歳	7	11	4	9	7	8
8歳	8	7	11	4	9	7
9歳	20	9	8	12	4	9
10歳	9	19	8	7	11	4
11歳	13	9	19	8	7	11
合 計	111	101	96	81	76	73



2. 子ども・子育て支援事業の推進

事業名	事業の推進方策
教育・保育事業	少子化が顕著な現状から、保育・教育は量から質へと転換する必要が求められていることから保護者の多様なニーズや子ども一人ひとりの個性を伸ばすきめ細かな教育・保育事業の推進を図っていきます。
利用者支援事業	子育て支援係が相談、連絡調整の役割を担っており、従来同様、各種情報提供や相談事業の提供など、関係機関との連絡調整を行っていきます。
地域子育て支援拠点事業	「おひさまルーム」において、保護者同士の情報交流の場を提供するとともに、外部講師による親子が楽しめるイベントの開催や保育教諭による育児相談に取組み、更なる内容の充実に努めます。
妊婦健康診査事業	事業実績においては、令和2年度から令和6年度まで助成率 100%となっています。今後も母子健康手帳交付時の健診受診券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問を実施し、100%状況把握を行っています。今後も引き続き新生児の保護者に対する訪問相談支援を行っていきます。
養育支援訪問事業	妊婦面接、新生児訪問、医療機関からの連絡等で対象となるハイリスクな妊婦、家庭を把握し、必要な支援を行っています。今後も対象乳幼児のいる家庭・若年出産等の養育支援が必要な家庭の確実な把握に努め、訪問による支援を行っていきます。
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病により一時的に子どもの養育が困難となった際に、児童養護施設へ繋げ、一定期間保護者に代わり養育をすることで、子どもと家庭を支援します。本町では、令和6年度から実施しています。
一時預かり事業	保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、今後も認定こども園において利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。
時間外保育事業	本町では、「延長保育」と「預かり保育」として事業を実施しています。今後も認定こども園ふたばにおいて、利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。
病児・病後児保育事業	本町では、設備や人材が整わず行っていない。今後、事業を実施している近隣自治体施設の利用などを模索していきます。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	児童の預かりを希望する方と支援を行う方との調整を行う事業で、ニーズを把握しながら検討します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	本町では事業を実施していませんが、児童館では児童厚生員と保育教諭によって子どもが安全に過ごせる場を提供することで放課後児童クラブとしての機能を有しており、教育委員会が行う放課後子ども教室とあわせて児童の放課後の居場所づくりを行っています。

事業名	事業の推進方策
子育て世帯訪問支援事業【新規】	家事・育児の悩みや妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業で、保健師が定期訪問により対応します。
児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に居場所となる場を提供し、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などの支援について、近隣市町の放課後デイサービス施設やフリースクールを活用し支援を行います。
親子関係形成支援事業【新規】	子どもとの関わり方や子育てに不安を抱えている保護者と子どもに、講義やグループワークなどを通じて心身の発達状況に応じた相談・助言を行う事業です。
産後ケア事業【新規】	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる体制を確保します。
妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊娠時から妊産婦等に寄り添い出産・育児・子育ての多様なニーズに応じた伴走型支援を行います。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟にこども園に通える制度で、令和8年度から実施します。



IV 子どもの未来応援事業(子どもの貧困対策)

1. 具体的な取組

本町における子ども・子育て支援等の施策・事業のうち、子どもの未来応援(子どもの貧困対策)につながる事業については、以下のとおりです。

今後もこれら施策・事業を継続実施するとともに、必要に応じて子どもの未来応援となる新規の施策・事業について検討し、実施していくこととします。

●相談対応と支援の推進

施策・事業名	内 容	担当課・係
ママの歯科検診・相談	歯科医師による無料歯科検診を乳幼児健診時にあわせて行います。	健康推進課 健康係
乳幼児相談・健診	奇数月第2火曜日に乳幼児相談・健診を実施します。	
子育て相談(キッズとママのもしもしコーナー)	毎月第4木曜日午後1時半から4時の間、町民センター内健康相談室にて保健師・栄養士による子育て相談を実施します。	
巡回児童相談	子どもの養育・発達・しつけ・不登校・非行・心身の障がいなどの不安・心配に対応する巡回児童相談を年1回実施します。	健康推進課 子育て支援係

●保育・教育支援の推進

施策・事業名	内 容	担当課・係
保育料及び給食費の無償化	保育料及び給食費を全額無償化することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	健康推進課 子育て支援係
公設学習塾開設	小学校3～6年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学について、民間の講師による学習塾を開設することで学力向上対策を実施します。	教育委員会 学務係
小学校夏・冬休み学習会	小学4年生～6年生を対象に、夏・冬休み期間に、教員と学習支援員による学習指導を実施します。	
就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、歯科医療費、体育実技用具費(スキー)、修学旅行費を扶助します。	
通級指導教室の交通費助成	通級指導教室へ通う児童に対し、交通費を助成します。	
小中学生各種検定料助成	小学生は漢字検定、中学生は漢字検定と英語検定の検定受験料を助成します。	
小中学校教材費助成	各学校の保護者負担を要する教材費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。	
学校教育の推進に伴う費用の負担と補助	学校教育の推進に伴う費用の負担と補助として「スキー授業バス借上、リフト代」「中学校部活動各種大会参加費補助」「学校健康会負担金」を助成し保護者の負担を軽減します。	
小中学校給食費無償化事業	町内で小中学生を育てる子育て世代の定住促進及び経済的負担を軽減するために加工賃を含め給食費の無償化をします。	
小学校修学旅行助成	修学旅行に係るバス借上料、高速道路使用料を全額助成します。	
中学校修学旅行助成	上砂川町の母村である福井県福井市鶉地区への修学旅行費の一部を助成します。	
奨学資金の貸付	高校や大学等に進学する際に入学奨学金と就学奨学金の貸付を無利子で行います。	

施策・事業名	内 容	担当課・係
高校就学費等助成【拡充】	高校に進学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するために助成を行います。	教育委員会 学務係
小中学校卒業アルバム助成	卒業アルバム購入代金の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	

●医療費助成等の推進

施策・事業名	内 容	担当課・係
特定不妊治療(先進医療)費助成	特定不妊治療を受けている人を対象に、自己負担額の全額助成及び、先進医療自己負担額の一部助成を行います。	健康推進課 健康係
重度心身障がい者医療給付事業	①身障手帳 1・2・3 級 (3 級：内部疾患、ヒト免疫不全) を持っている人②療育手帳 (A 判定)、重度の知的障害者と診断 (判定) された人、③精神保健福祉手帳 1 級を持っている人 (外来のみ助成) を対象に医療費を助成します。	福祉課 医療保険係
ひとり親家庭等医療給付事業	①ひとり親家庭で 20 歳未満の子どものを扶養している親と子、②両親の死亡・行方不明等により、他の家庭で扶養されている 20 歳未満の子を対象に、親の入院・外来、子どもの入院・外来の医療費 (医療保険適用分) について助成します。	
乳幼児等医療給付事業	①就学前の乳幼児、②小学生 (入院医療のみ ※所得制限有り) を対象に、医療費を助成します。	
高校生以下医療費助成	町内に在住する高校 3 年生以下の乳児、幼児、児童の受診者自己負担を助成する制度です。医療機関において受診した場合、その医療費の自己負担を全額助成します。	
養育医療給付	入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。給付期間は満 1 歳の誕生日前日までとしています。	健康推進課 健康係
インフルエンザワクチン接種費用助成	町独自事業で高校生以下・妊婦に対して費用を全額助成します。	
子どもの生活習慣病予防健診	子どもの生活習慣病予防に向けて、小学 5 年生から中学 3 年生を対象に、健康診断を行います。	
各種予防接種の推進	生後 2 か月から始まる各種予防接種について、病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう個別通知や広報による P R とともに、保護者と接種スケジュールを一緒にたてるなどの支援を行います。	

●経済的支援と子育てサポートの推進

施策・事業名	内 容	担当課・係
児童手当	高校生年代までの子どものいる保護者に年 6 回 (2 か月分ずつ) 児童手当が支給されます。	健康推進課 子育て支援係
児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するため、父母の一方または両方がいない 18 歳未満の子どもがいる人に、所得、扶養人数に応じて手当が支給されます。	
特別児童扶養手当	心身に障がいのある 20 歳未満の人の福祉増進を図る目的で、要件を満たしている人に手当が支給されます。	
障がい児福祉手当	20 歳未満で心身に重度の障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする在宅の人に手当が支給されます。	福祉課 福祉係
チャイルドシートの貸し出し	子どもの安全を確保するため、チャイルドシートの貸し出しを行います。	総務課 総務係